

相模原市観光情報マップ広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、相模原市観光情報マップ(以下「観光情報マップ」という。)への広告掲載について必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

第2条 観光情報マップに掲載できる広告は、次に掲げるものを除くものとする。

- (1) 観光情報マップの公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第2号に掲げる営業に該当するもの
- (3) 政治活動、宗教活動又は個人若しくは団体等の意見広告に係るもの
- (4) 青少年の健全育成に反するもの
- (5) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (6) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの

(広告の掲載面・規格及び広告掲載料等)

第3条 広告を掲載する面は、別表のとおりとする。ただし、編集上必要があると認められる場合は、変更することができる。

2 広告を掲載する位置は、市長が決定する。

(掲載希望者の募集)

第5条 広告の掲載を希望する者(以下「掲載希望者」という。)の募集は、相模原市のホームページ等で公募するものとする。

2 市長は、前項の公募に条件を付することができる。

3 掲載希望者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 個人である者(独立して自ら事業を営む者を除く。)
- (2) 市町村民税を滞納している者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、観光情報マップに広告を掲載することが適当でないと市長が判断した者

(広告掲載の申込み)

第6条 掲載希望者は、相模原市観光情報マップ広告掲載申込書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長が指定する期間内に申し込むものとする。

(1) 法人にあっては納期限の到来している直近の、個人にあっては当該年度(4月1日から7月31日までに申込みをするときは、前年度)の市~~区~~町村民税の納税証明書

(2) 事業内容を明らかにする書類

(3) 広告案

(広告掲載の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、第2条の規定及び前条第3号に規定する審査基準に基づき、広告掲載の可否を決定する。ただし、掲載申込者の数が、第3条に規定する広告の枠数を超えたときは、市長が別に定める方法により決定する。

2 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果について、掲載希望者に相模原市観光情報マップ広告掲載可否決定通知書(第2号様式)により通知する。

(広告案の内容、デザイン等の審査)

第8条 提出された広告案の内容、デザイン等については、相模原市有料広告掲載に関する指針(平成16年4月21日施行)に定める広告審査会に諮り、承認を受けるものとする。

(広告案の内容、デザイン等の変更要求)

第9条 市長は、広告案の内容、デザイン等が法令に違反しているとき、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要綱に抵触していると判断したときは、広告掲載の決定を受けた者(以下「広告主」という。)に対してその内容、デザイン等の変更を求めることができる。

(広告原稿の提出)

第10条 広告主は、市長が指定する期間内に、市長が指定する仕様による広告原稿を提出しなければならない。

(掲載料の納付)

第11条 広告主は、市長が指定する期間内に別表に規定する掲載料を納付しなければならない。

(広告掲載の取消し)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手續を要することなく、広告の掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに掲載料の納付がないとき。

- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (3) 第9条の規定による広告案の内容、デザイン等の変更を広告主が行わないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、観光情報マップへの広告掲載が適切でないと市長が判断したとき。

2 前項第2号から第4号までの規定により広告の掲載を取り消した場合は、納付済みの掲載料は、返還しない。

(広告主の責務)

第13条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと、及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年12月22日から施行する。

別表(第11条関係)

掲載面	掲載枠	規格	金額
観光情報マップ 47・48ページ	20枠	1枠 縦33.4ミリメートル×横46.5ミリメートル	50,000円
		2枠 縦33.4ミリメートル×横95ミリメートル	100,000円
地図ポケット	1枠	縦55.0ミリメートル×横85.0ミリメートル	200,000円

第1号様式(第6条関係)

相模原市観光情報マップ広告掲載申込書	
年 月 日	
相模原市長あて	
住所又は所在地	
申込者	印
電話番号	
相模原市観光情報マップ広告掲載取扱要綱の内容を確認・同意の上で、観光情報マップへの広告の掲載について、次のとおり申し込みます。	
広告の掲載希望位置	
広告の掲載希望枠数	枠
法人その他の団体の概要	

備考

- 1 次の書類を添付してください。
 - (1) 法人にあつては、納期限が到来している直近の市町村民税の納税証明書
 - (2) 個人(独立して自ら事業を営む者に限る。)に合つては、当該年度(4月1日から7月31日までに申込みをするときは、前年度)の市町村民税の納税証明書
 - (3) 事業内容を明らかにする書類
 - (4) 広告案
- 2 「法人その他の団体の概要」の欄への記載は、当該団体の概要を記載した書類を添付することをもって代えることができます。

第2号様式(第7条関係)

相模原市観光情報マップ広告掲載可否決定通知書

年 月 日

様

相模原市長

年 月 日付けで申込みのあった相模原市観光情報マップへの広告の掲載について、下記のとおり決定したので通知します。

- 1 承認します
 - (1) 広告の掲載面
 - (2) 枠数
- 2 承認しません